

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第25条 略 (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条～第29条 略 (職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第31条 略 (職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第33条～第44条 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>第1条～第25条 略 (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条～第29条 略 (職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第31条 略 (職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第33条～第44条 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第46条・第47条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第49条～第51条 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第46条・第47条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第49条～第51条 略</p>
---	---

(2) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案																				
<p>第1条～第8条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 略</p> <p>第10条～第32条 略</p>	園児の区分	員数	略		満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	略		<p>第1条～第8条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 略</p> <p>第10条～第32条 略</p>	園児の区分	員数	略		満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	略	
園児の区分	員数																				
略																					
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
略																					
園児の区分	員数																				
略																					
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
略																					

(3) 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（教育及び保育に従事する職員の数）</p> <p>第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（教育及び保育に従事する職員の数）</p> <p>第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる</p>

子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

子どもの区分	員数
略	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20人</u> につき 1人
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき 1人

2 略

第5条～第26条 略

子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

子どもの区分	員数
略	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15人</u> につき 1人
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき 1人

2 略

第5条～第26条 略

(4) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第26条 略 （母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第28条～第35条 略 （職員）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。</p> <p>第37条 略 （保育の内容）</p>	<p>第1条～第26条 略 （母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための省令第27条の2第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第25条～第35条 略 （職員）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。</p> <p>第37条 略 （保育の内容）</p>

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従う。

第39条～第42条 略

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従う。

第39条～第42条 略